

城陽市公告第12号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項の規定に基づき、地域農業経営基盤強化促進計画を定めたので、同条第8項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供します。

また、同条第7項の規定により提出された意見書の要旨及び当該意見書の処理結果についても併せて公告します。

令和7年（2025年）3月31日

城陽市長 奥田 敏晴



1 地域農業経営基盤強化促進計画を定めた地区

- (1) 久津川地区
- (2) 寺田地区
- (3) 富野地区
- (4) 青谷地区

2 縦覧場所

城陽市寺田東ノ口16番地、17番地
城陽市まちづくり活性部農政課

3 縦覧期間

令和7年（2025年）3月31日以後、常時備え置くこととする。（市の休日を除く。）

4 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで
（正午から午後1時までを除く。）

5 意見書の要旨及び当該意見書の処理の結果

意見なし